

帰還困難区域から避難し、過去に当センターで平成24年8月分までの精神的損害等につき和解をしていた申立人らについて、上記和解後、直接請求で平成24年9月分以降の精神的損害につき包括請求方式による賠償を求めたところ、被申立人から、直接請求の包括請求方式では賠償対象期間の始期が一律に平成24年6月とされていることを理由に同方式による取扱いを断られ、再度の申立てに至ったことを考慮して、遅延損害金を付することとした和解が成立した事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

1 期間 個々に記載する通り

2 損害項目

(1) 申立人X1分

ア 生活費増加分

家賃相当額(平成24年6月から平成26年3月分) 33万円

その他実費(平成24年6月から平成29年5月分)

79万2000円

イ 就労不能損害(平成24年6月から平成26年2月分)

799万8900円

ウ 精神的損害

(ア) 避難慰謝料(平成24年9月から平成29年5月分)

570万円

(イ) 遅延損害金

上記に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員

(2) 申立人X2分

ア 生活費増加分

その他実費(平成24年6月から平成29年5月分)

79万2000円

イ 就労不能損害(平成24年6月から平成26年2月分)

403万3008円

ウ 精神的損害

(ア) 避難慰謝料(平成24年9月から平成29年5月分) 570万円

(イ) 遅延損害金

上記に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員

- (3) 申立人X 3分  
ア 生活費増加分  
その他実費(平成24年6月から平成29年5月分)  
79万2000円
- イ 精神的損害  
(ア) 避難慰謝料(平成24年9月から平成29年5月分) 570万円  
(イ) 遅延損害金  
上記に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員
- (4) 申立人X 4分  
ア 生活費増加分  
その他実費(平成24年6月から平成29年5月分)  
79万2000円
- イ 精神的損害  
(ア) 避難慰謝料(平成24年9月から平成29年5月分) 570万円  
(イ) 遅延損害金  
上記に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員
- (5) 申立人X 5分  
ア 生活費増加分  
その他実費(平成24年6月から平成29年5月分)  
79万2000円
- イ 精神的損害  
(ア) 避難慰謝料(平成24年9月から平成29年5月分) 570万円  
(イ) 遅延損害金  
上記に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員

## 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4482万1908円、及び、うち2850万円に対する平成25年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払義務のあることを認める。

## 第3 支払方法

(省略)

## 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1の第2項(1)ア及びイ、(2)ア及びイ、(3)ア、(4)ア、並びに(5)ア記載の損害項目(ただし、記載の期間のうち、平成24年6月から平成25年8月までの期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

また、申立人と被申立人は、第1の第2項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認す

る。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月13日

（仲介委員 上妻英一郎）